

**関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令案に対する
意見募集の結果**

令和元年12月13日
内閣府・総務省・法務省・外務省
財務省・文部科学省・厚生労働省
農林水産省・経済産業省・国土交通省
環境省・原子力規制委員会・防衛省

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>新法第6条第6項に規定する省令で定める場合は、案に加えて、「申請に添付された図面等について指し示しながら審査に必要な事項を聴取して調書等を作成して審査する場合（それらの事項を申請書に予め記載することが困難なもの）」をおくべきである。</p> <p>施設基準の「適当な大きさの〇〇」といった基準に対し、「適当」の判断が、施設内での作業内容と動線を聞き、別の対策が講じられて無いか聞き、といった、条件分けして適否が分かれるような場合を、予め書面に落とすのは困難であり、聴取して書面的内容を保管する審査もありうるため。</p>	<p>御指摘のような、申請を受理した後に行われる審査や調書等の作成は、「申請等」には含まれません。</p> <p>そのため、審査や調書等の作成を対面により行う必要がある場合であっても、「申請等」は、原則として、新法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことが可能と考えます。</p>	無
2	<p>省令案では、「申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合」及び「申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合」には、従来の申請等形式のままとすることになっ</p>	<p>新法第6条第6項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、新法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、</p>	無

	<p>ている。</p> <p>命令案は、情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるように情報通信技術を活用した行政を推進しようという『情報通信技術活用法』の立法趣旨に反している。</p> <p>命令案は、国民の目に触れないまま従来の申請等形式を認めるため透明性が欠如し、また、安易に認めることで従来の申請等形式がそのまま固定化してしまう懸念がある。</p> <p>従来の申請形式を残す際には、事前に広く国民の声を求めるパブリックコメントの実施を命令案に明記するように求める。</p> <p>上述パブリックコメントを実施する際に、認めようとする申請等の一つひとつについて「従来の申請形式を残す理由」を詳細に国民に提供すべきである。</p>	<p>膨大な図面などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまない行政機関等が認める場合に限定することとしており、新法の趣旨に合致するものと考えております。</p> <p>デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政手続のオンライン化原則が各府省において可能な限り実現されるよう、御意見については、今後の検討を行う上で、参考とさせていただきます。</p>	
3	<p>(2.内容)については、「デジタル手続法」についての対応としては、特段問題無いものと思われたが、本人確認の方法及び本人確認のアップデート(定期的及びそれ以外の必要時の情報更新・再確認)については、政府として、不適切な事態が発生しないよう、配慮していただきたいと考える。</p>	<p>オンラインで行政手続が行われる場合の本人確認に関し、技術革新に対応したセキュリティ対策、個人情報の保護等の個人の権利利益の保護のための措置が講じられるよう、御意見については、今後の検討を行う上で、参考とさせていただきます。</p>	無
4	<ol style="list-style-type: none"> 1. デジタル化を阻害する対面原則、書面原則、押印原則、印紙原則及び書式・様式原則の完全撤廃によるデジタル完結の徹底。 2. 各行政機関での個別判断でデジタルファーストの例外を安易に認めうる規定の文言の全部削除。 3. 上記 1. の達成状況を行政機関ごとに公表し、政府の強力なリーダーシップで完全達成に向けて進捗管理する仕組みの法定化。 4. デジタル手続法趣旨を踏まえ、法令に基づく民間手続法についてもデジタル完結を徹底させるべく、各行政機関が所掌する当該法令をもれなく改正。 5. デジタル完結の方法は、技術の最新動向や民間事業者の創意工夫を生かしたものとすること。また、行政手続法のBPRや 	<p>御意見については、デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政サービスのデジタル化や法令に基づく民間手続のデジタル化を今後推進する上で、参考とさせていただきます。</p>	無

	利便性向上のためにAPI開放を行うこと。		
5	<p>1 新法第6条第6項及び新法第7条第5項について</p> <p>そもそも、本法令においては、「デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する」ことを含めたデジタル化の基本原則を定めるものである。そうすると、所管官庁においても、簡単には例外処理を行い書面での手続を残すことができる政省令の整備は不適切である。特に命令案の概要②③及び⑤の規定案は、所管官庁の判断によって、対面本人確認や原本書面の確認が必要と認めることでデジタル化の例外とすることが出来るものであるから、例外の拡大に対して抑止力を強化するための対応が必要と考える。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例外となり得るやむを得ない事例をガイドライン等で具体的に列挙する（この列挙内容も、真に合理的な場合にのみ限定される必要がある） ・行政機関等が例外に該当すると判断した場合には、その根拠として、上記の事例に該当することの説明義務を負う ・上記の説明は、民間議員を含むメンバーで構成される場において、十分な議論を尽くすことによって為されるものとする <p>また、例外に該当する事由は時の経過（当該手続に関する環境や他省庁との共通システムも含めたシステム整備状況の変化等）によって変わりうるものと考えられるため、一度例外に該当すると判断したものについても、定期的に棚卸しと再検討を行う制度設計とするべきである。</p> <p>このプロセスは、手続毎のデジタル化の詳細な線表（期限と責任部署の明記）を元に行われ、国民に対してオープンなものとし、省庁の中に閉じないことが重要であると考え。</p>	<p>新法第6条第6項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、新法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な図面などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまない行政機関等が認める場合に限定することとしています（新法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合についても同様）。</p> <p>その他の御意見も含め、デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政手続のオンライン化原則が各府省において可能な限り実現されるよう、今後の検討を行う上で、参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>そもそも、行政手続のデジタル化に際しては、現状の行政手続の網羅的な棚卸しが重要である。単に手続を列挙するのではなく、それぞれの手続を（書式・様式ではなく）標準化されたデータの集合として定義し直すことで、既に所管官庁で保有している情報との重複や、他省庁で保有している情報との重複が発見され、バックヤード連携の推進につなげることが出来る。単なる例外管理ではなく、上記の視点を持って、所管官庁に閉じずに国民にとって意義のある手続コスト削減や利便性向上をゴールに設定して議論をすすめることが必要である。</p> <p>2 具体的なデジタル化の手続の内容について</p> <p>デジタル化にあたっては、利用者の利便性向上が、全体としてのデジタル手続利用増加と、これによる行政効率増加、行政へのデータ蓄積、費用削減のためにも非常に重要となる。この視点で考えた場合に、形式的にデジタル化を実施するだけでなく、使いやすいインターフェースを備えているか、また相互運用性ないし拡張性が確保できているかといった観点は不断の見直しが必要である。</p> <p>そして具体的な手続の内容としても、一旦 ID・パスワード等を主として採用することとしても、今後の技術・ビジネスの進展を踏まえ、生体認証、ID 連携等の手法により実施できる余地を十分に確保できる政省令及びガイドライン等の整備が必須と考える。</p> <p style="text-align: right;">（ほか同旨 1 件）</p>		
6	<p>・デジタル手続法による改正後の行政手続オンライン化法（以下「新法」という。）は、行政手続のオンライン化や添付書面等の撤廃等を実現するためのものである。本施行規則改正案では、新法第 6 条第 6 項及び第 7 条第 5 項により、申請等及び</p>	<p>新法第 6 条第 6 項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、新法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等</p>	無

<p>処分通知等における対面による本人確認及び書面の原本確認が必要な場合について、「行政機関等が認める場合」とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> これは、デジタルファーストを追求する新法における例外として「部分的にオンライン化ができない場合」を定めるはずのものであるが、本条文案では、所管省庁等の行政機関が、安易にオンライン化ができない場合を認める事態になりかねない。そこで、新法の思想のとおり、「部分的にオンライン化ができない場合」を最小限にとどめ、意味のあるオンライン化実現に向けた継続的な見直しを担保するため、次の事項を要望する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 本施行規則改正案に基づき、行政機関等が部分的にオンライン化できない場合として認めるものについて、具体的な基準を定めるガイドライン等を策定し、パブリックコメントに付すこと。 2. 実際に部分的にオンライン化できないとされた手続を、主管省庁（あるいは当該判断に責任をもつ省庁）及び類似手続ごとに比較可能な一覧で公表すること。 3. ガイドライン等の改訂や部分的にオンライン化できない手続の定期的な見直しについては、民間企業や地方自治体と議論を尽くすこと。 4. 当該見直しに当たり、行政機関内におけるフォローアップ調査や新たな棚卸作業が、単なるペーパーワークとなったり、各省庁職員の過重な負担となったりしないよう、Excel ファイル等による調査・公表ではなく、各省庁職員の担当者が直接 Web 上で入力すれば進捗率が更新されるようなシステムを用いたりデザインの専門家に公表資料作成を委託したりするなど、効率的に管理作業を行い、各省庁職員がオンライン化の実現に向けた本来業務に注力できるような体制を構築すること。 	<p>から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な図面などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまない行政機関等が認める場合に限定することとしています（新法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合についても同様）。</p> <p>その他の御意見も含め、デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政手続のオンライン化原則が各府省において可能な限り実現されるよう、今後の検討を行う上で、参考とさせていただきます。</p>	
--	--	--

	<p>5. 部分的にオンライン化ができない手続の中には、民間企業にとって影響の大きなものがある。そういった特定の手続については、具体的なオンライン化の内容と工程を end-to-end で検討するため、行政機関等のリソースだけで考えず、民間企業と共創して業務改革・システム改修を進めること。例えば、電子政府の総合窓口（e-Gov）の2020年秋の刷新に当たっては、ユーザ企業や業務ソフトベンダとともに仕様を検討するなど、形式よりも実質的な対話を重視し、民間からの意見を積極的に取り入れていただいた。このような方法で行政手続のオンライン化も進めれば、社会的なコストが少なく、より意味のあるオンライン化が進められると考える。</p>		
--	--	--	--

○提出意見数：7件

※提出意見数は、意見提出者数としています。